

健康・憩い・自然とのふれあい拠点

県立相模三川公園

平成 23 年度事業計画書



財団法人神奈川県公園協会

事業計画書（目次）

1 基本方針・経営計画

計画書 1	「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」	1 ページ
計画書 2	「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負、及び具体的な提案」	5 ページ
計画書 3	「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理」	7 ページ

< 付属書類 >

年間維持管理計画表

2 実施体制等

計画書 4	「執行体制の内容」	14 ページ
計画書 5	「緊急時の体制」	17 ページ
計画書 6	「人材の育成計画」	22 ページ
計画書 7	「諸規程の整備」	24 ページ
計画書 8	「公園の安全管理」	26 ページ
計画書 9	「利用者への対応」	29 ページ
計画書 10	「利用促進方策」	33 ページ
計画書 11	「地域や関係機関との連携」	36 ページ

計画書 1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

相模三川公園は、県央地域を南北に流れる相模川と中津川・小鮎川が合流する地点の上流部に位置し、河川敷を利用して段階的に整備が進められている公園です。

相模川沿いの開放感あふれる河川敷には、気軽に利用できる軟式野球場や多目的グラウンドなどの運動施設が整備され、センターゾーンには、丹沢・大山の美しい山並みを一望できる夕焼けの丘と広々とした芝生広場が広がっています。また、身近な水辺空間として親しまれている鳩川が園内を縦断し、ふれあい広場には子供たちに人気のある大型複合遊具や噴水が設置されています。

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について

私たち財団法人神奈川県公園協会は、本公園の指定管理者として、公園の利用促進やサービス向上を図るため、「新たなふるさと」として親しみ、愛されることを目指した地域住民との連携による「せせらぎ祭り」などのイベント開催、相模川の河畔林や鳩川での生物多様性に配慮した管理運営に取組みました。

私たちは、本公園の整備方針や管理運営基準の「維持管理方針」「運営方針」とこれまでの取組みを踏まえ、次の事項を総合的な管理運営方針とし、3つのテーマを掲げ、一層の県民サービスの向上と経費の節減に努めた管理運営に取組みます。

総合的な管理運営方針

「健康・憩い・自然と人とのふれあい拠点づくり」

管理運営のテーマ

県民の健康増進、
生涯スポーツの場づくり

快適なレクリエーション
空間の創出

生物多様性に配慮した
河川環境の管理

管理運営のテーマに基づき、以下の管理運営に取組みます。

ア 県民の健康増進、生涯スポーツの場づくり

河川敷の開放的な空間に広がる運動施設を活用した県民の健康増進と生涯スポーツの場づくりを進めます。

- スポーツ愛好家や団体に限らず、誰もが気軽にスポーツや健康増進に利用、参加できるプログラムと機会づくり
- 適切な維持管理の実施による、快適なスポーツ環境と利用サービスの提供

23年度の取り組み

- ・健康遊具の広報・PR
- ・適切な維持管理
- ・健康づくり大会・各種スポーツ教室等の開催



グラウンド開園イベント

イ 快適なレクリエーション空間の創出

のびのびとした芝生広場やふれあい広場を舞台とした県央地域の快適なレクリエーション空間を創出します。

- 地元住民、県民との連携、協働による季節のイベント開催
- 「花とガーデニング」を活用した、園内の魅力度アップ
 - ・芝桜による「花の名所づくり」としての、誰もが楽しめる風景づくり
 - ・大型植栽コンテナ等による四季折々の草花展示
 - ・土木事務所と協調したイングリッシュ風庭園整備の推進
- 来園者のための飲食の場の提供
- 大型遊具や芝生広場等の安全確保による安心、安全な利用環境づくり



春の公園せせらぎまつり

- 23年度の取り組み
- ・連携・協働による公園イベントの開催
 - ・「花の名所づくり」をはじめとする、花とガーデニングの魅力づくり
 - ・パン類の販売とオープンカフェの運営
 - ・大型遊具等の維持保全

ウ 生物多様性に配慮した河川環境の管理

身近な水辺として親しまれている鳩川や相模川沿いに広がる河畔林など、都市に残された貴重な河川環境を保全します。

- 相模三川公園生物調査（自主事業）のエリア毎の管理方針に基づく管理
- 河川環境保全に関する意識向上や活動への参加に向けた自然観察会、川の学校等の開催
- カワラノギクや野鳥類の保全にむけた取り組み



- 23年度の取り組み
- ・自然観察会・ホテルの夕べの開催
 - ・水辺の野鳥観察会の開催

(2) 利用者の公平・平等な利用の確保について

ア 公平利用確保の考え方

本公園は都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる安全で快適な管理運営を行う責務があります。

そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第244条第2項、第3項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、特定の個人や団体の利用を理由なく優先することのないようにすることを徹底し、子供から成人、高齢者、障害者等がそれぞれの目的で楽しく公園利用ができるよう管理運営を行います。

イ 公平利用に向けた取り組みについて

本公園は、地域の方々を始め、運動施設利用者など多様な人々が利用します。このため、私たちは、園内や窓口での案内、運動施設の利用受付、貸出、さらには苦情、意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、公平平等、公正な判断対応に努め、親切丁寧な対応を行います。

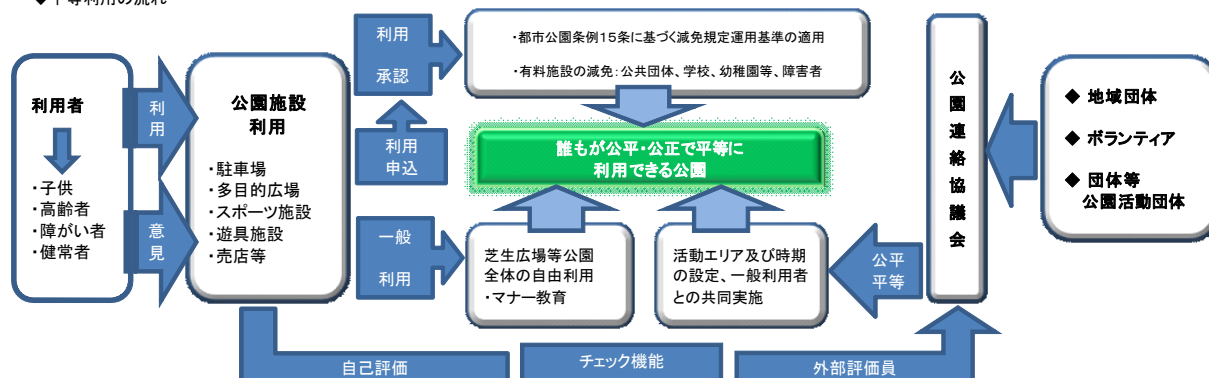
利用者の価値観も千差万別であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しても根気良く理解を求め、特定の利用者の意見に偏ることのない対応に努めます。

日々の管理運営業務において、公平の観点から課題が生じた場合は、その検証と必要な改善を行い、職員の人権・接遇研修等において、公平平等について職員教育を行い、意識向上を図ります。

- 23年度の取り組み
- ・職員の人権・接遇研修

【公平利用の流れ】

◆平等利用の流れ



(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

公益法人として、これまで県立公園を始めとする公の施設の管理運営を行ってきた経験と管理実績を踏まえ、利用者や地域住民に配慮した管理運営に取り組めます。

ア) 県民や地域住民等の意見を反映した管理運営

利用者や地域住民の声は、本公園の魅力を上向きさせ、より良く管理運営（改善）するための貴重な情報源であります。

- ご意見箱の設置やインターネット WEB 投稿、利用者アンケートを活用して、また、運動施設利用者やボランティアとの懇談会等を通して意見、要望、提案などを掌握して業務改善に反映します。
- 地域住民からの意見要望等は、これまで自治会との密接な連携のなかで意見要望提案を掌握し管理運営に反映してきており、今後とも、信頼関係を大切にして要望等を掌握し必要な改善を図っていきます。

イ) 利用者や地域に信頼される管理運営

○公園の平等利用、利用者の声を大切にした管理運営をはじめ、トイレなどの清掃の徹底や遊具の確実な点検など安心して安全、快適に利用できる環境を整え、また、地域との連携による管理運営やイベント等の開催を通して、利用者や地域に信頼され愛される公園を目指します。

ウ) 地域と連携した防災対策

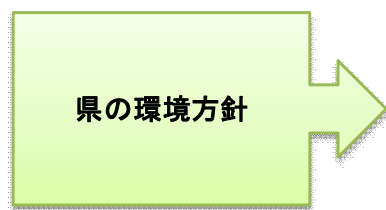
- 本公園では、地域の自治会と合同で防災訓練を実施して地域住民の防災意識の向上に取り組めます。今後とも連携を継続します。
- 災害発生時における迅速な利用者の安全確保と適切な避難誘導ができるよう、日頃から準備を整え、信頼を高めます。また、大雨による河川敷冠水後には、地域住民並びに利用者が不便を感じることなく安全で快適に利用できるよう、県土木事務所との役割分担の上、速やかに復旧処置を講じ、安全確認の後に早期の利用再開に努めます。

23年度の取り組み

- ・公園職員による防災訓練
- ・地域自治会共催での防災訓練

(4) 環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む県の環境方針を踏まえ、



- ① 豊かな環境の世代への継承
- ② 環境負担の少ない持続的発展
- ③ 環境保全上の支障の未然防止
- ④ 快適な都市と生活の実現
- ⑤ 地球環境保全に向けた取組

本公園では環境への配慮と工夫に継続して取り組めます。

ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

本公園は、河川敷を利用した公園で運動施設と広大な芝生広場や身近な水辺空間を有し、水・緑・大地・大気・生き物などからなる環境の総合体であり、みどりが清浄な空気を生み、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供など、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献していることを伝えます。本公園では、河川の自然環境を主とした環境保全活動を通して、環境に配慮した管理運営に取り組めます。

イ 具体的な環境保全の取組み～地球温暖化防止に向けた取組み～

省エネルギー対策

- ① グリーンスクリーンの導入による夏季エアコンの節電と利用者への普及啓発
- ② 照明などの節電 ③ 節水 ④ 駐車場でアイドリングストップの要請
- ⑤ 環境保全型パークセンターの機能維持とPR

ゼロエミッション対策

- ① 落ち葉等の推肥化などによる活用
- ② 事務用品等のグリーン購入 ③ ゴミの持ち帰り ④ 分別処理

環境教育

- ① 自然観察会など体験活動の実施
- ② 普及啓発PR活動

など、環境負荷の低減に努めており、環境教育に寄与する活動にも取り組めます。今後も、環境配慮の視点で定期的に管理運営を見直し、必要な改善を図りながら環境にやさしい取組みの努力を継続します。

23年度の取組み

- ・自然観察会開催
- ・環境浄化植物（サンパチェンス等）の積極的な導入

計画書2「本公園の管理に向けた参加意欲及び抱負等」

私たちは、財団法人神奈川県公園協会は、昭和50年の設立以来、都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用増進を図り、「県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした公益法人」であり、「公の施設」の管理運営実績には県民から高い信頼と評価を頂いています。

本公園においては、指定管理者としての過去の2年間、県民や地域との協働によるイベント開催やスポーツ愛好家との連携による運動施設の利用促進、鳩川でのホテルの復活や河川環境を活かした自然観察会等を実施し、利用者サービスの向上と管理運営のノウハウを築いてきました。

私たちは、本公園の指定管理者応募への参加に当たり、継続事業者としてこれまでの管理運営に関する技術と経験の蓄積を活かすと同時に、刻々と変化する社会ニーズに敏感に対応した新たな発想により、公益法人ならではの新たなサービスを、県民のみなさまに提供し続けたいと考えます。

(1) 指定管理者のノウハウを活かす計画について

私たちは、これらの取組みを通して築いた以下の4つのノウハウ。

○「公の心」を育み、誰からも愛される質の高い公園づくり

⇒誰もが利用、参加できる公の施設として、健康づくりやスポーツ講座をはじめとした運動施設の平等利用や利用促進

○かながわの郷土愛を醸成し、新しい喜びを展開する公園づくり

⇒花の修景による親しまれる公園づくり、夕焼けの丘を活用した名所づくり

○人と地域とともに育つ公園づくり

⇒地域や県民との協働によるイベントの開催とコミュニティーの醸成

○多様な生物が育む資源循環型の公園づくり

⇒生物多様性に配慮した鳩川や相模川河畔林の環境の向上と保全

の理念に基づき、総合的な管理運営方針である

**県民との協働による、健康・自然・人とのコミュニケーションの創出と
「新たなふるさと」となる公園づくり**

を旨とし、本公園を舞台とした生きがいのある暮らし、人と人との出会い、地域のコミュニティ形成等に寄与します。

23年度の取り組み

- ・地域との連携、協働による公園イベントの開催
- ・相模川河畔のゴミ清掃

(2) 参加意欲及び抱負等がわかる計画について

本公園の指定管理者としてのこれまでの取組みとノウハウを活かして、管理運営の総合方針である「健康・憩い・自然と人とのふれあい拠点づくり」を実現し、また、都市化が進む現代社会において「新たなふるさと」として県民に親しまれ、愛される、管理運営に取り組めます。本公園の指定管理者への参加にあたっての参加意欲と抱負を以下に示します。

ア 県民の健康増進、生涯スポーツの場づくり

- 丹沢山塊を一望できる解放的な空間で、誰もが快適にスポーツや健康増進に取り組める環境づくりを行います。
- 運動施設の利用者や愛好家とともにスポーツ協議会を結成し、協議会との連携による誰もが参加できる健康づくり大会やニュースポーツ講習会を開催します。



健康づくり教室

23年度の取り組み

- ・スポーツ協議会の開催
- ・スポーツイベントの開催

イ 県央地域の快適なレクリエーション空間の創出

- 丹沢山塊と夕焼けの丘のダイナミックな景観を利用した他には見られない、芝桜による「サクラ富士」の景観を創出し、22年度に引き続き「花の名所づくり」を行います。
- 実行委員会方式により、県民が企画段階から参加できるようなイベントの開催をします。
- 地域や県民との協働による、季節の風物や伝統芸能等に触れる機会や場づくりをします。
- 美しい桜堤や芝生広場で快適な利用を楽しめる維持管理をします。



芝桜による「サクラ富士」

23年度の取り組み

- ・実行委員会によるイベントの開催

ウ 身近な水辺、河川環境を楽しめる環境の向上と保全

- 定期的なモニタリングを実施し、鳩川に生育するミズソバや相模川河畔のカワラノギク、またシマヨシノボリをはじめとする多様な植物や生き物生息環境の保全を図ります。
- ホテルの再生など、鳩川の美しい水辺環境の復活に向けた取り組みをします。
- ホームページや広報による季節の見所紹介を通し、自然環境への親しみと理解促進の場づくりをします。
- 関連機関や専門家、愛好家、近隣の小中学校との協働による、パークセンターを活用した川の学校や自然観察会の開催をします。



川の学校

23年度の取り組み

- ・自然観察会
- ・川の清掃
- ・ホテルの夕べ開催
- ・水辺の野鳥観察会の開催

エ 公園未開園区域の有効活用の提案

ダイナミックな眺望と広がりある空間を活かした広域的なレクリエーション拠点として、公園未開園区域を有効に活用し、幅の広い利用層が楽しめる「パークゴルフ場（9ホール）」の開設にむけ、土木事務所と連携して取り組みます。

23年度の取り組み

- ・パークゴルフ場整備についての土木との協議



未開園区域

計画書3「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

(1) 当該公園の特性と課題について

本公園は、丹沢大山等の山並みを楽しめる河川沿いの広がりある空間や、園内を流れる鳩川、芝生広場や大型遊具、噴水、また、相模川河川敷を利用した運動施設などを有する公園で、市街化が進む県央地域の数少ないオープンスペースとして利用者に親しまれています。

園内は、特徴ごとに4つの管理エリアに分かれています。

ふれあい広場ゾーン

ふれあい広場・大型遊具・駐車場などが設置され、自然の中で、安全快適に憩い、遊べる空間

センターゾーン

パークセンター・芝生広場・夕焼けの丘などが設置され、河川景観を活かした憩い・交流の場の空間

鳩川遊歩道ゾーン

鳩川・桜堤など地域に親しまれてきた河川環境の特性を活かし、身近な水辺を散策できる、ふれあいと潤いのある空間

スポーツ広場ゾーン

相模川河川敷を利用し、軟式野球場・多目的グラウンド・健康遊具などが設置され、安全で快適に利用できる空間

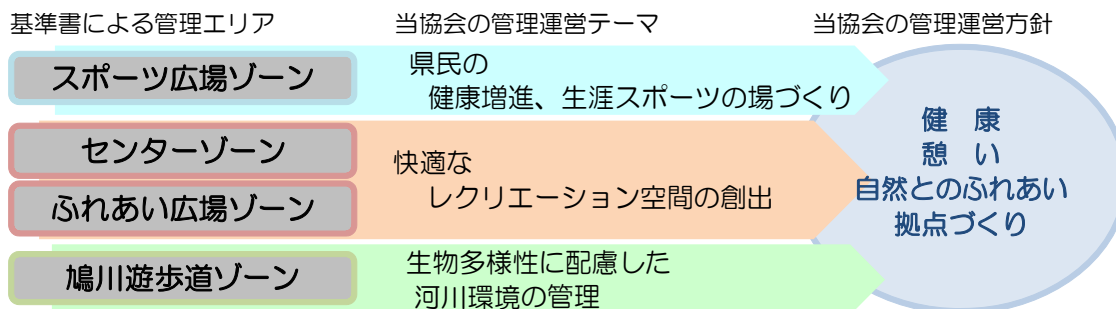
■各エリアの主な施設

■各エリアの特性と課題

エリア	特性	課題	管理の考え方
ふれあい広場ゾーン	子供に人気のある大型複合遊具や噴水がある	○安全に利用できる遊具の維持管理と利用環境の確保	○巡視の際の重点箇所に位置づける
		○管理事務所から離れた場所に設置されている	
	無料駐車場がある	○周辺道路は幅員が狭く、花見時期や公園祭りなどの時には駐車場が不足し、渋滞になる	○予想される時期には交通誘導員を配置する
民家や自治会館と隣接している	○夜間に若者たちの溜まり場となる	○年間を通じて夜間警備員を配置する	
エリア	特性	課題	管理の考え方
センターゾーン	イベントにも利用される広々とした芝生広場や芝生地がある	○春秋の繁忙期やイベント時に過度な踏圧を受ける	○イベント時に快適な利用ができるよう、機械除草の頻度をあげる ○踏圧の影響回避や病害虫の被害が出ないよう、適正な芝生管理を実施する ○四季折々の花で季節感を創出する ○木陰など日影が少ない ○仮設パーゴラを設置し、つる性植物により緑陰を確保する ○年間を通じて夜間警備員を配置する
		○単一種による植生のため、病虫害が広がりやすい	
		○花木が少なく四季感が乏しい	
		○木陰など日影が少ない	
		○夜間に花火やいたずらなど多発する	
見晴らしの良い夕焼けの丘がある	○頂部の勾配や子供たちの利用による芝生裸地化	○四季折々の花で季節感を創出する	
草花による修景を行っている	○修景効果を損なわない、草花の健全な育成 ○全国的に桜以外にスケール感のある花木がない		
環境共生型のパークセンターがある	○センターの機能維持と省エネへの取組み	○利用者が快適に利用できる空間とする	
鳩川遊歩道ゾーン	水遊びを楽しめる鳩川が園内を縦断している	○利用者(特に子供)が安全に遊べる環境の確保	○巡視の際の重点箇所に位置づける ○地域と協働による土手の芝刈・清掃の実施
		○桜の健全育成、腐朽化	
	鳩川の土手には桜堤が続いている	○近隣住宅への枝の張出しによる落葉	
		○根張りによるサイクリングロードの不陸 ○管理者が不明	
鳩川の水質浄化に取り組んでいる	○上流部からの汚濁がひどい	○環境教育の実施により、地域や利用者の理解を深める ○河床清掃を実施し、子供たちの安全を確保する	
スポーツ広場ゾーン	河川区域にスポーツエリアが整備されている	○相模川の増水時に冠水する	○利用者の安全確保を第一とし、施設の保全に努める
		○安全で快適な利用を確保するためのグラウンドの維持 ○浸透性が少なく、出水期や台風時には転圧砂が流出 ○東側に住宅が隣接していて、騒音や飛砂等が発生する ○週末に利用が集中している ○有料施設の無断使用がある	
	健康遊具が設置されている	○安全に利用できる遊具の維持	○巡視の際の重点箇所に位置づける
	運動場利用者のための管理棟がある	○砂、泥の汚れがひどい	○利用前後の清掃を徹底する
多目的広場兼臨時駐車場がある	○夜間に花火やいたずらなど多発する	○年間を通じて夜間警備員を配置する	

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な計画について

私たちは、管理運営の総合方針である「健康・憩い・自然と人とのふれあい拠点づくり」を実現するために、前記各エリアの特性と課題を踏まえて、管理運営テーマの目標に沿った維持管理を行います。



ア 県民の健康増進、生涯スポーツの場づくり

運動施設の利用は、年間を通じて土・日曜日の利用が多いため、原則として毎週金曜日をグラウンド整備日とし、利用者に安全で快適な休日を提供することを目標とします。

また、降雨後には利用者がグラウンドを予定通り利用できるように管理計画の変更をするなど、柔軟性の高い維持管理を実施します。



- 23年度の取り組み
- ・利用者に安全で快適な運動施設の提供

管理運営テーマ	管理項目	課題	管理水準との比較					
			管理水準		具体的な提案			
生涯スポーツの健康増進・県民の健康増進・くらくら	運営管理	危機管理	○相模川の増水時に冠水する		記載なし	気象情報の収集による増水前のネット等撤去、利用中止・避難誘導【詳細は緊急時の体制】		
	植物管理	芝生	○安全で快適な利用を確保するためのグラウンドの維持		芝生人力除草	必要に応じて	芝生人力除草	1回/週
		芝生	○浸透性が少なく、出水期や台風時には転圧砂が流出		芝生施肥	6回/年	芝生施肥	7回/年
		芝生	○北側に住宅が隣接して、騒音や飛砂等が発生する		耕耘・整地・転圧	1回/年	耕耘・整地・転圧	34回/年
	施設管理	点検	○週末に利用が集中している		記載なし		バックネット・散水栓安全点検	1回/週
		点検	○週末に利用が集中している		記載なし		足洗い場安全点検	1回/月
		点検	○安全に利用できる遊具の維持		日常点検	1回/週	遊具目視点検	毎日点検
		遊具	○安全に利用できる遊具の維持		記載なし		遊具触診点検	毎日点検
		点検	○管理者が常駐していない		放送設備点検	1回/年	放送設備点検	2回/年（放送設備の活用）

イ 快適なレクリエーション空間の創出

本公園ならではの広がりある河川景観や丹沢・大山の美しい山並みを一望でき景観と一体となる広場は、利用者の情操にふれる空間づくりと、安

して安全に利用できる空間を目標に維持管理を実施します。

○犯罪防止・水防危機管理として、年間を通じ夜間警備を実施します。

○遊具点検は特に重点を置き実施します。

○夏季の日除け対策として仮設パーゴラを設置し、季節のつる性植物で緑陰を提供します。



- 23年度の取り組み
- ・年間を通じた夜間警備
 - ・遊具の安全点検
 - ・仮設パーゴラの設置

管理運営テーマ	管理項目	課題	管理水準との比較						
			管理水準		具体的な提案				
快適なレクリエーション空間の創出	植物管理	草地管理	○春秋の繁忙期やイベント時に過度な踏圧を受ける		機械除草	1回/年	機械除草	4回/年	
		芝生管理	○単一種による植生のため、病虫害が広がりやすい		機械芝刈	1回/年	機械芝刈	10回/年	
			○修景効果を損なわない、草花の健全な育成		アレーション・施肥	必要に応じて	アレーション・施肥	1回/年	
		草花管理	○全園的に桜以外にスケール感のある花木がない		花壇植替え	2回/年	花壇植替え	4回/年	
			○木陰など日影が少ない		中間管理 施肥	必要に応じて	中間管理 施肥	4回/年	
			○木陰など日影が少ない		中間管理 除草	2回/年	中間管理 除草	8回/年	
	清掃管理	パーゴラ	○センターの機能維持と省エネへの取り組み		建物清掃	必要に応じて	建物清掃	毎日清掃	
		施設管理	警備	○夜間に花火やいたずらなど多発する		夜間巡回警備	イベント時等必要に応じ	夜間巡回警備	毎日実施
			交通誘導員	○周辺道路は幅員が狭く、花見時期や公園祭りなどの時には駐車場が不足し、渋滞になる		記載なし		イベント時交通誘導員配置	適宜配置
			遊具	○安全に利用できる遊具の維持管理と利用環境の確保		記載なし		遊具触診点検	毎日点検
○管理事務所から離れた場所に設置されている		日常点検		1回/週	遊具目視点検	毎日実施			
				記載なし		巡回パトロール	毎日実施		

ウ 生物多様性に配慮した河川環境の管理

利用者の安全に配慮しつつ、都市に残された貴重な河川環境の保全と潤いある空間づくりを目標とします。特に、自然観察会等のイベントやパークセンターの展示などにより利用者が環境についての認識を深め、地域とともに貴重な河川環境を保全する仕組みについて検討します。



桜の腐朽

23年度の取り組み

- ・自然観察会の開催
- ・水辺の野鳥観察会の開催
- ・鳩川、相模川河川敷の清掃

管理運営テーマ	管理項目	課題	管理水準との比較			
			管理水準	管理水準との比較	具体的な提案	
生物多様性に配慮した河川環境の管理	植物管理	樹木	○桜の健全育成、腐朽化	記載なし	巡回パトロール	毎日実施および特別指導員による樹木診断
	施設管理	点検	○利用者(特に子供)が安全に遊べる環境の確保	記載なし	巡回パトロール	毎日実施
		点検	○近隣住宅への枝の張出しによる落葉	記載なし	巡回パトロール	毎日実施
		点検	○桜の木の管理者が不明	記載なし	巡回パトロール	毎日実施
	清掃管理	鳩川	○上流部からの河川の汚濁	記載なし	河床清掃	子供たちの安全確保のため適宜実施
	利用	鳩川		記載なし	環境教育イベント等の開催	○自然観察会等の開催 ○川の学校等の開催

エ その他管理水準の向上の取組み

- 施設や植物の維持管理を的確に、効率的に行えるよう、管理実績体験を蓄積し、管理の目的や目標像が明確にわかる管理マニュアルを作成し、管理水準を維持します。
- 定期的なモニタリングや自己点検表を用いた確認と検証を行い、改善に向けた取組みを通して、マニュアルの見直しや管理水準の向上を図ります。
- 管理や点検の結果は、平成17年度からデータ整備を開始した公園管理データベースシステムを活用して、点検や修繕などの維持管理情報を蓄積し、維持管理情報の共有化と履歴の分析に基づく維持管理計画の策定や計画的な点検を効率的に実施します。
- 芝刈りは大型機械により、効率的に行い、管理頻度をアップします。
- 業務効率により生み出された時間や費用を管理運営の充実、利用者サービスの向上に充当します。

23年度の取り組み

- ・自己評価システムによる定期モニタリングの実施

オ 効率的・効果的な取組み

年間維持管理計画に則して作業を進めるにあたり、より効率的・効果的な管理運営を行うため、経費の節減を図りながら、適切かつ確実な維持管理を行います。

効率的・効果的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 委託対象業務の集約発注による経費節減 ② 公募型提案方式による業者選定 ③ 繁忙期、閑散期に対応した柔軟な人事配置 ④ 大型機械による芝刈費用のコスト節減 ⑤ リース機器や物品購入の集約発注
-------------	---

23年度の取り組み

- ・効率的・効果的管理運営

平成23年度 年間維持管理計画表 (植物管理)

公園名： 相模三川公園

管理項目	基準書業務内容	基準書		提案書		作業時期												摘要				
		規模	実施回数	規模	実施回数	単位	延べ数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月		
高木管理	落葉樹	40	必要に応じて	40	必要に応じて	本	40														自然点等で必要と認められる時、原則、要望が寄せられた地域に限る。	
	枝下し	40	必要に応じて	40	必要に応じて	本	40														病虫害の多発発生時に実施	
	病虫害防除	120	必要に応じて	120	必要に応じて	本	120														安全上許可が必要となる場合や噴霧時に影響を及ぼす場合に実施	
	枯損木処理	20	必要に応じて	20	必要に応じて	本	20															
中低木刈込	刈り込物手入れ	8,292	1回/年	8,292	1回/年	本	8,292															
	生垣管理	80	1回/年	80	1回/年	本	80															
草地管理	機械除草	6,523	1回/年	7,213	4回/年	m ²	28,852															
	機械除草	1,134	1回/年	1,134	1回/年	m ²	1,134															
	機械除草	0	0	0	0	m ²	0															
	植栽地内除草	2,018	1回/年	2,018	1回/年	m ²	2,018															
芝生管理	芝刈り	14,733	1回/年	14,733	1回/年	m ²	147,330															
	人力除草	14,733	必要に応じて	14,733	必要に応じて	m ²	14,733															
	エアレーション	14,733	必要に応じて	14,733	1回/年	m ²	14,733															
	施肥	14,733	必要に応じて	14,733	1回/年	m ²	14,733															
	芝刈り	25,394	18回/年	25,394	18回/年	m ²	457,092															
	人力除草	25,394	必要に応じて	25,394	1回/年	m ²	25,394															
	パーチカルカット	19,453	1回/年	19,453	1回/年	m ²	19,453															
	エアレーション	25,394	2回/年	25,394	2回/年	m ²	50,778															
	施肥	25,394	6回/年	25,394	7回/年	m ²	177,758															
	目砂散布	25,394	3回/年	25,394	3回/年	m ²	76,182															
芝生エッジ切	芝刈り	600	1回/年	600	1回/年	m ²	600															
	芝刈り	1,163	2回/年	1,163	2回/年	m	2,326															
	芝刈り	18,443	4回/年	18,443	4回/年	m ²	73,772															
	人力除草	12,105	必要に応じて	12,105	必要に応じて	m ²	12,105															
芝生管理	エアレーション	12,105	2回/年	12,105	2回/年	m ²	24,210															
	施肥	12,105	3回/年	12,105	3回/年	m ²	36,315															
	目砂散布	12,105	2回/年	12,105	2回/年	m ²	24,210															
	地植え	164	2回/年	328	3回/年	m ²	492															
草花管理	植え付け	164	2回/年	328	3回/年	m ²	492															
	人力除草	164	2回/年	328	3回/年	m ²	492															
	施肥	164	2回/年	328	3回/年	m ²	492															
	植栽コンテナ植付	32	3回/年	32	3回/年	基	492															
その他	花苗・資材	0	0	1	3回/年	回	1															
	人力除草	164	2回/年	328	6回/年	m ²	984															
	施肥	164	必要に応じて	328	必要に応じて	m ²	492															
その他	灌水	1	必要に応じて	1	必要に応じて	回	1															
	機械点検整備	0	0	1	1	回	1															
資材購入	0	0	1	1	回	1																

平成23年度 年間維持管理計画表 (施設管理)

公園名：相模三川公園	管理項目	基準書業務内容	基準書		作業時期												概要	
			規模	実施回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
建物管理	警備	管理事務所通報システム	1 通年	1 必要に応じて														
		巡回警備	1 必要に応じて	1 必要に応じて														
法定点検	自家用電気工作物	月次点検	1 1回/年	1 1回/年														
		定期点検	1 1回/年	1 1回/年														
建物点検	消防設備点検	法定点検	1 2回/年	1 2回/年														
		建築設備等定期点検	1 定期	1 定期														
設備点検	噴水設備点検	噴水設備点検	1 4回/年	1 4回/年														
		雨水利用設備点検	1 4回/年	1 4回/年														
工作物点検	自動ドア一保守点検	自動ドア一保守点検	1 2回/年	1 2回/年														
		ドア一保守点検 (管理棟)	1 2回/年	1 2回/年														
遊具点検	放送設備保守点検	放送設備保守点検	1 2回/年	1 2回/年														
		放送設備保守点検	7 1回/年	7 1回/年														
設備点検	噴水・制御盤・次亜塩素酸	コンベネーション・健康遊具	2 2回/年	2 2回/年														
		噴水・制御盤・次亜塩素酸	1 1回/週	1 1回/週														
日常点検	水飲み場	水飲み場	1 1回/週	1 1回/週														
		トイレ	1 1回/週	1 1回/週														
動作確認	遊具	遊具	1 1回/週	1 1回/週														
		休憩所	2 1回/月	2 1回/月														
日常点検	ベンチ	ベンチ	1 1回/月	1 1回/月														
		野外卓	1 1回/月	1 1回/月														
日常点検	橋	橋	1 1回/月	1 1回/月														
		階段	1 1回/月	1 1回/月														
日常点検	バックネット・フェンス	バックネット・フェンス	0 0	1 1回/週														
		足洗い場	0 0	1 1回/月														
日常点検	散水栓	散水栓	0 0	1 1回/週														
		照明等	1 1回/月	1 1回/月														
動作確認	放送設備	放送設備	1 1回/月	1 1回/月														
		太陽電池時計	1 1回/週	1 1回/週														
雨水排水設備	雨水利用設備	雨水利用設備	1 1回/週	1 1回/週														
		集水料・側溝点検	1 1回/月	1 1回/月														
その他	汚水排水設備	マンホール点検	1 1回/月	1 1回/月														
		耕転・整地・転圧	20,592 1回/年	20,592 1回/年														700,128
その他	園内巡視	園内各所	1 随時	1 随時														
		園内各所	1 毎日	1 毎日														
その他	資材購入	資材購入	0 0	1 随時														

平成23年度 年間維持管理計画表 (清掃管理)

管理項目	公園名：相模三川公園	基準書業務内容	基準書		作業時期												概要				
			提案書		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
			規模	実施回数														規模	実施回数	単位	延べ数量
園内清掃	日常清掃	園路・広場清掃 一般清掃	1 毎日	1 毎日															日産500kgに達		
		水路・側溝清掃 堆積物除去	1 必要に応じて	1 必要に応じて																堆積物が阻害を及ぼしている場合は	
施設清掃	定期清掃	設備清掃 噴水清掃	1 4回/年	1 4回/年																	
		パークセンター雨水貯水槽清掃	1 1回/年	1 1回/年																	
施設清掃	日常清掃	水飲み場・排水口ゴミ除去	1 1回/週	1 1回/週																	
		トイレ・床ゴミ拾い	1 1回/週	1 1回/週																	
		遊具・汚損箇所拭き掃除	1 1回/週	1 1回/週																	
		林道所・ゴミ拾い、汚損箇所拭き掃除	1 1回/週	1 1回/週																	
		ベンチ・汚損箇所拭き掃除	1 1回/週	1 1回/週																	
		野外卓・汚損箇所拭き掃除	1 1回/週	1 1回/週																	
		橋・汚損箇所拭き掃除	1 1回/週	1 1回/週																	
		階段・汚損箇所拭き掃除	1 1回/週	1 1回/週																	
		その他園内工作物	1 1回/週	1 1回/週																	
		床ワックス清掃	281 2回/年	281 2回/年																562	
建物清掃	定期清掃	床一般清掃	281 2回/年	281 2回/年																	
		窓ガラス清掃	224 2回/年	224 2回/年															448		
トイレ清掃	日常清掃	建物日常清掃	281 必要に応じて	281 毎日														100,879			
			89 4回/週	89 4回/週															356		
ゴミ処理	定期処理	ゴミ処理運搬	89 必要に応じて	89 必要に応じて															汚れがひどい場合は		
		その他	0	0																	
計																					

計画書4「執行体制の内容」

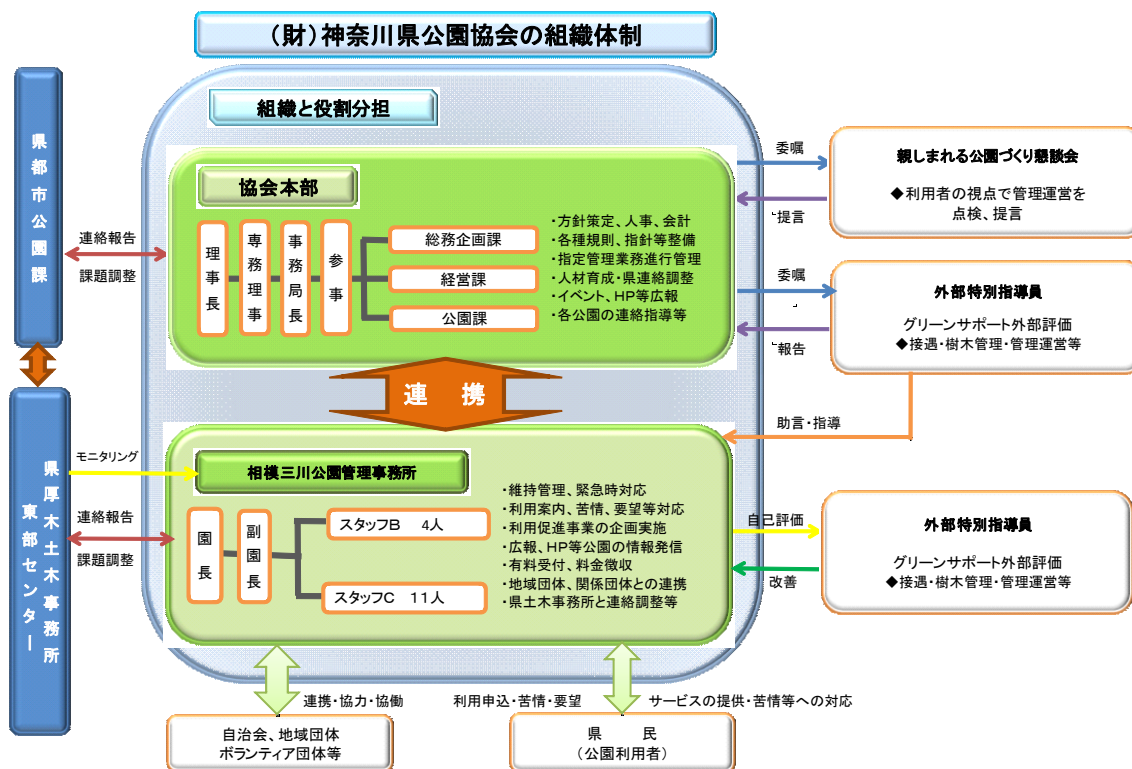
(1) 本部と現地との役割分担（業務・人員配置等）について

私たちは、本部に統括管理部門を、また現地に相模三川公園管理事務所を置き明確な役割分担のもと、公園管理運営自己評価システムや外部特別指導員等による業務点検及びコスト削減に努め、効率的・効果的な管理運営を遂行するとともに、地域関係団体や各種協力団体など、これまで築いてきた信頼関係を大切に、地域と連携・協働した管理運営を行います。

また、これら有識者や専門家等、外部審査員の指導のもと現地スタッフの職員教育を行い、安全・安心で快適な公園管理運営を図ります。

ア 本部と現地の役割

相模三川公園を統括する管理部門を本部に置き、方針決定や総務・会計及び業務執行等並びに県や関係機関との連絡調整などの重要事項は、現地事務所と本部が連携して適切な管理運営を行います。



イ 県との連絡調整体制

■ 厚木土木事務所東部センターとの連携

- 公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡をします。
- 県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、直ちに本部と調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫と検討を行い公園の質の向上を図ります。
- 許認可に係る事項や調整事項、課題等が発生した場合は、本部及び県厚木土木事務所東部センターと調整・協議し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画について

ア 現地の責任者の役割及び経歴

園長は、公園管理経験者及び行政経験の豊かな人材を常勤で配置し、園の統括責任者として、地域との連携・協働に取り組めます。副園長は、園長の代行者として、社会経験が豊富な人材を充て組織を円滑に推進します。

イ 職員配置計画

■ 相模三川公園現地職員体制

公園の統括責任者として、園長を置き、園長は、当協会の会計規程に基づく会計事務の責任者としての「会計員」に、また、職員から「現金取扱員」を任命し金銭の出納保管管理を担います。園長の下には、園長を補佐する代行者として副園長を配置し、公園管理運営スタッフ17名が一体となり、多岐に渡る業務を遂行します。

スタッフには、日本赤十字救急法救急員の資格を取得させ緊急時に備えます。

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	日々の配置人員	備考
園長	1人	常勤	統括責任者 会計員、防火管理者	21日/月 8h/日	1~2人	
副園長	1人	常勤	園長代行者	21日/月 8h/日		
スタッフB	4人	非常勤	施設の維持管理 利活用の推進 地域連携・協働	18日/月 7.45h/日	2~4人	
スタッフC	11人	パート	利用受付、総務、駐車場運営、 植物・清掃管理、施設点検	13~15日/月 7h/日	5~11人	
計	17人					

ウ 勤務ローテーション

相模三川公園		勤務予定表(通常期の例)																															
職	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1か月の日数		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	計		
園長(常勤)	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	21
副園長(常勤)		○	○	○		○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	21
スタッフB-1	○			○	○		○			○	○			○			○	○			○			○	○			○			○	○	18
スタッフB-2	○			○	○		○			○	○			○			○	○			○			○	○			○			○	○	18
スタッフB-3		○	○	○		○				○	○			○			○	○			○			○	○			○			○	○	18
スタッフB-4	○			○	○		○			○	○			○			○	○			○			○	○			○			○	○	18
スタッフC	5	5	5	11	5	7	5	5	5	5	5	5	7	5	5	5	5	5	5	8	5	5	5	5	5	5	7	5	5	5	165		
計	9	8	7	17	9	10	8	9	8	10	9	8	11	10	8	9	10	8	8	13	8	9	9	9	9	9	10	9	9	9	279		

(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて

ア 委託業務の考え方

ア 委託業務の考え方

私たちは、公園を県民の皆様に快適にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検業務や特殊又は専門的技術を要する樹木の高木作業等は、スタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託をします。

また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けます。

■ 委託する業務の内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	枝下し・古損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため
施設管理	法定点検	遊具施設・建築設備	電気事業法による法定点検や	法律の定めに基づき実施
	定期点検	電気工作物・消防設備等	建築基準法・遊具指針	
	警備業務	機械・巡回警備	機械・巡回警備	専門的技術を要するため
清掃管理	設備清掃	噴水・排水設備・建物等 清掃点検	噴水・雨水設備・建物等清掃	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	粗大ゴミ・不法投棄	ゴミ・残材搬出	免許が必要な専門業者

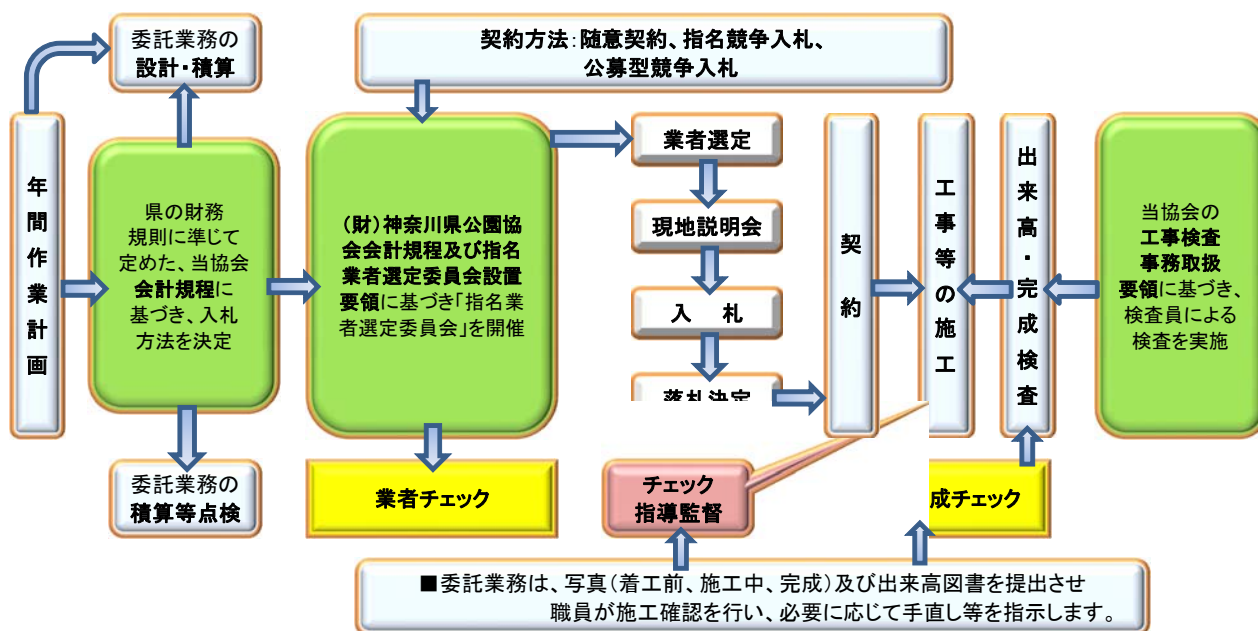
イ 委託予定業務

様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

ウ 委託業務点検、チェック、指導監督について

委託業務の発注は時期を逸しないよう、年間作業計画を定め、計画的に委託します。

委託業者には、園内通行許可証の発行、徐行運転、バリケード等安全対策を徹底します。



計画書 5 「緊急時の体制」

本公園は、相模川と鳩川に囲まれた場所に位置しています。平成 19 年に開園したスポーツ広場ゾーンは河川区域内に設置された運動施設で、増水時には全域が冠水する恐れがあります。こうした特性と利用者の危険を踏まえ、私たちはこれまで土木事務所とその対応について綿密に協議し、利用者の安全確保及び施設の保全に努めてきました。

このほか、安全教育、施設点検、情報収集等を行い、事件や事故、気象災害等の未然防止に最善を尽くし、大きな人的、物的被害を防いできました。

今後も日頃より緊急時に備えると共に、これらが発生した場合には利用者及び地域住民の安全確保を第一に、迅速かつ適切な措置を講じます。

(1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応について。

事件、事故の発生時及び災害が予測される場合、勤務時間内については、勤務中のスタッフが速やかに配備体制に着手し、初期対応を行います。

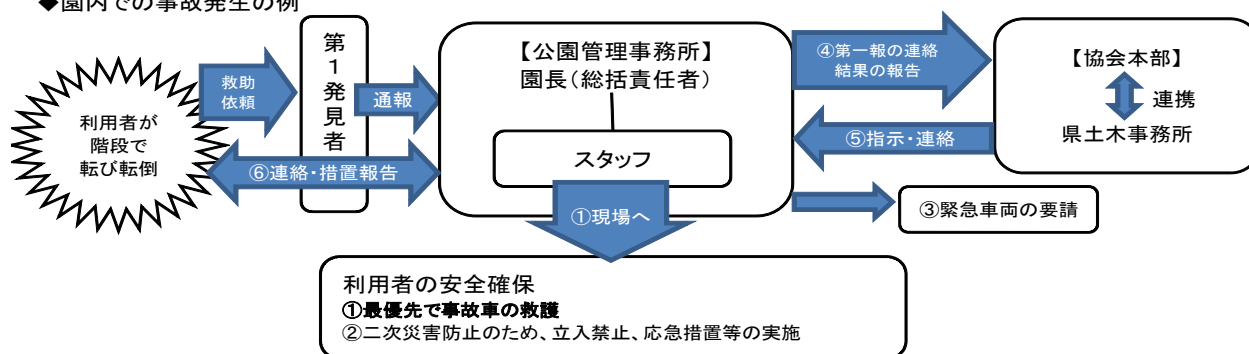
勤務時間外については、委託警備業者や関係機関との連絡網で連絡を取り合い、状況に応じて緊急時対策連絡網により職員参集を行います。

ア 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合せデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

◆園内での事故発生の例



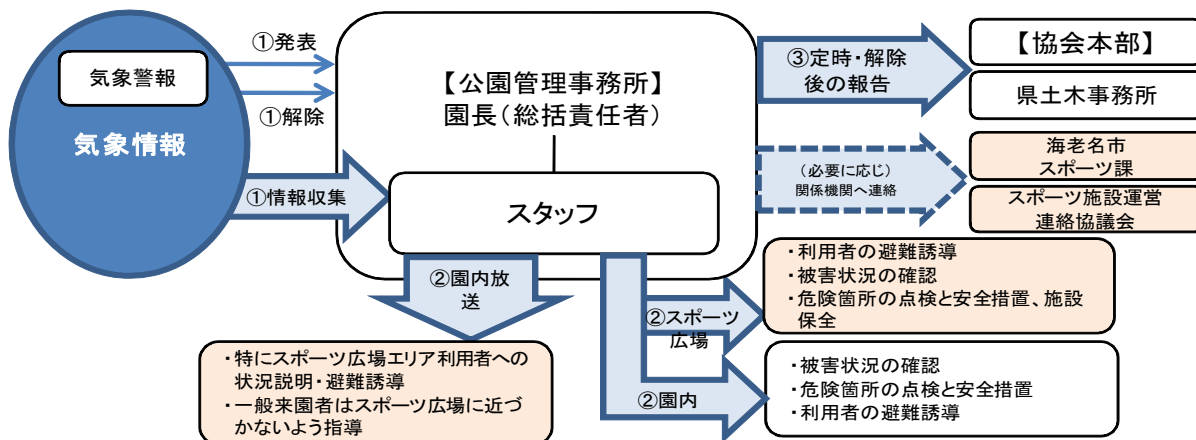
- ① 作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ② 二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③ 状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④ 発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤ 協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥ 被害者及び発見者への措置状況の報告

イ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

大雨、暴風、落雷、大雪等が予測される場合には気象状況に関わる情報を早期より収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、当協会の災害対策活動指針に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。

また、平成 19 年 9 月 6 日に発生した台風 9 号によるスポーツ広場冠水の経験をもとに、大雨・地震等による災害、立入禁止場所における水の事故などを予測し、水防保全を基本に利用者の安全確保を図ります。

(ア) 事務所開所時間内(勤務時間内)



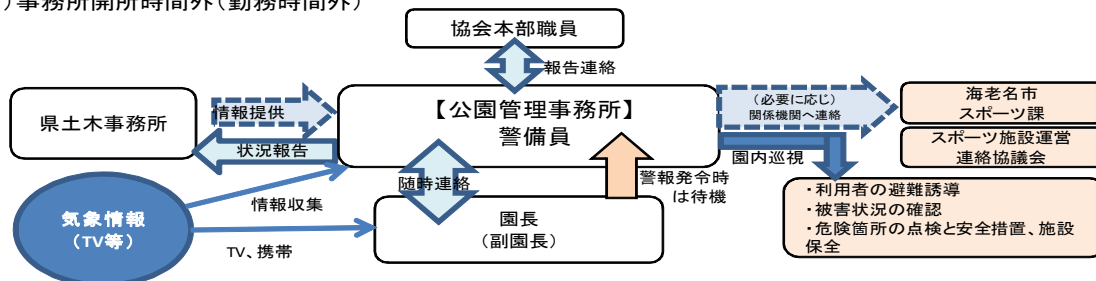
- ① パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ② 作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

○園内特にスポーツ広場への冠水が見込まれる場合は、園内放送・巡視によって直ちに園内利用を中止させ、多目的広場駐車場を利用の車や利用者をふれあい広場駐車場周辺に避難誘導し、確実な安全確保に努めます。また、スポーツ広場へのアクセス園路は進入禁止とします。

重点 点 検 箇 所	大雨時	雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所および河川区域であるスポーツ広場エリア
	暴風時	工作物、看板、倒木樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段やスロープ、樹木の枝折れの有無

- ③ 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県厚木土木事務所東部センターと公園協会本部への定時または警報解除後の被害状況報告

(イ) 事務所開所時間外(勤務時間外)



ウ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応として作業スタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や復旧業者への要請を行います。

- 県の防災、災害情報により、スポーツ広場への冠水の恐れがある場合には、利用者がいないことを再確認し、外野フェンスを一時撤去するとともにバックネットを倒し施設の保全に努め、土木事務所へ速やかに状況を報告します。
- 開所時間内に警報が発令され、事務所閉所時間後も警報が継続する場合、職員は警備員とともに待機します。
- 夜間（時間外）においては、緊急連絡体制により職員は30分以内に公園に参集し、警備員とともに待機します。

スポーツ広場河川流入状況（平成19年9月）



エ 河川区域の公園として

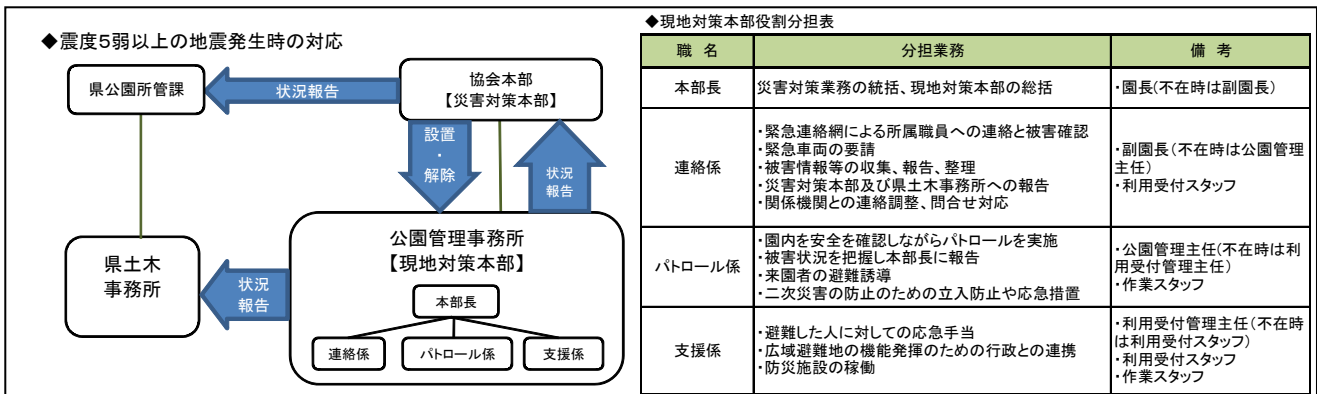
河川区域内に設置された運動施設は、増水時に全域が冠水する恐れがあります。私たちは、このような特性を公園利用者に周知し、危険回避に努めます。

- 警報は出水期に限らず、年間を通して発令されることを予測し、県のHP防災災害情報を得て、警戒警備体制にあたります。
- 大雨や増水に備え、通常より河川管理者との情報連絡を密にします。
- 夜間の緊急事態も考慮し年間を通して夜間警備員を配置します。
- スポーツ広場利用申し込みの際には、利用者に対し予め注意喚起するとともに、河川区域内の公園であり、雨天時等には河川流入の恐れがあることを利用申込時に周知し、危険回避に努めます。
- 地域住民への避難誘導や利用者への利用制限に関する指導を徹底するため、地域防災訓練（防火・防災訓練）を地域や利用者を対象に今後も実施します。

オ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、災害対策活動指針に基づき職員を参集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、私たちが管理運営する施設全般の災害対策活動を統括的に行います。

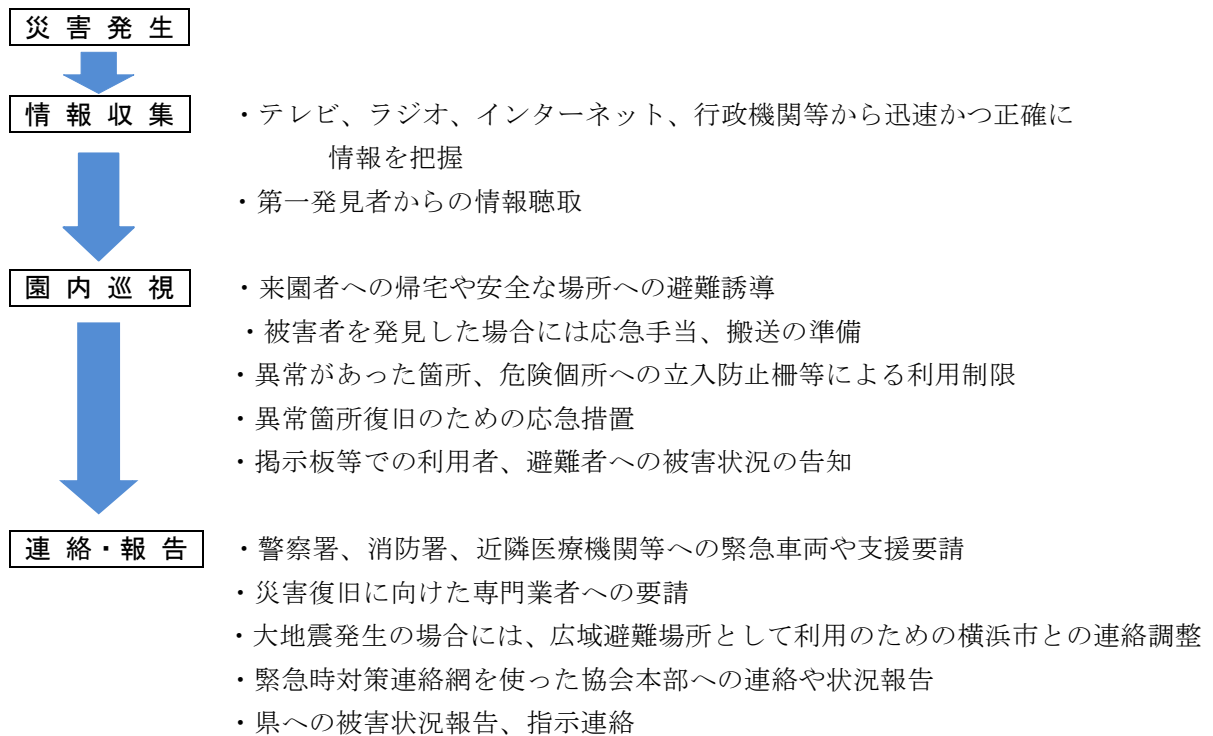
また、地震発生により本公園へ避難してくることが予想されますので、発生時には海老名市が避難場所として指定している近隣のコミュニティーセンター及び小中学校等とも連携し、避難者の安全確保に努めます。



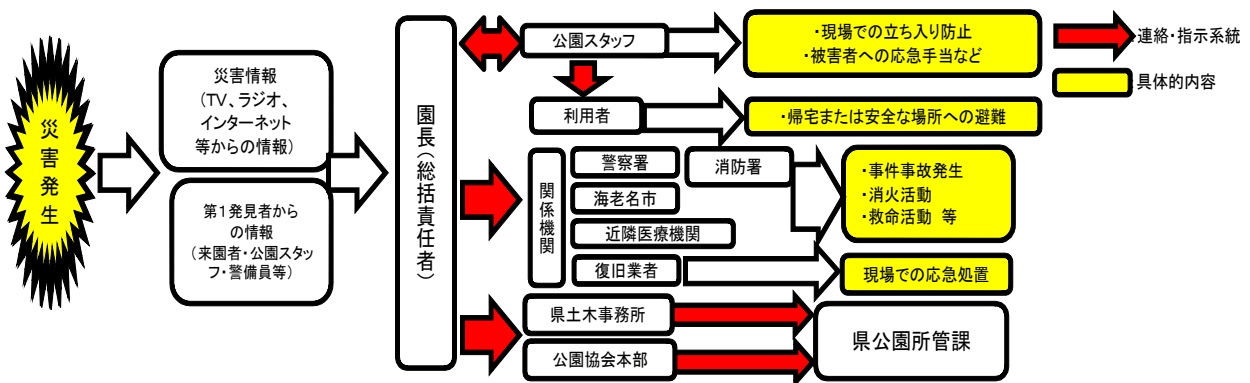
(2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応について

ア 災害時の連絡方法と対応

大雨洪水や大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は参集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します。



◆災害発生時



イ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を全スタッフが速やかに行い、被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ① 災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じて日常より情報の共有、意識の統一を図ります。
- ② 管理事務所内にはAEDを常備し、スタッフには日本赤十字社救急法救命員の資格を取得させて、適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③ 消防署や地元自治会と協働で、全スタッフが参加する防災訓練、救命講習を年1回以上実施します。
- ④ 消火器など防災設備の定期稼働点検を行います。

計画書6「人材の育成計画」

(1) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について

私たちは、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、施設の安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱をテーマに、技術の総合力を向上させるため、職員の研修を実施しております。現在では、来園者に対して気軽に挨拶を行い、安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組みの成果を発揮しています。

ア 職員資質向上の考え方

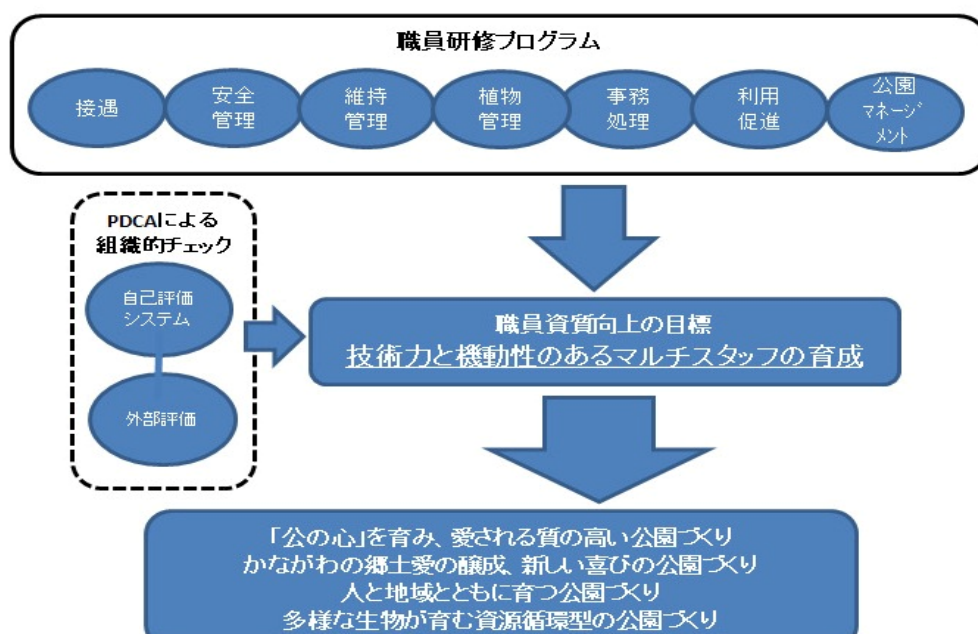
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

イ 外部評価員による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己評価点検により自らの意識改革と資質の向上を図ります。

ウ 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、※ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに取り入れ、技術の向上、職員の資質向上を図ります。



※ロールプレイング

現実に起こる場面を想定して複数の人がそれぞれを演じ、疑似体験を通じてある事柄が実際に起こった時に、適切に対応できるようにする学習方法。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について

相模三川公園は、市街化が進む県央地域にある数少ないオープンスペースです。園内を流れる鳩川やふれあい広場ゾーンにある大型遊具、また相模川河川敷にはスポーツ広場が開設され、週末には多くの方が楽しく快適なひと時を過ごしています。私たちは、今後も本公園の施設を利用者がいつでも安心して安全・快適に利用できるよう、「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」を実施します。

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21~25の職員研修方針
接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日	確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
	接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	特別指導員	年1回	より質の高い意識と接客対応を目指す
	苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	月1回	的確な初期対応の確立を目指す
事務処理	事務研修	確実で迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜	業務の効率化及び事故防止
安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回	公園利用者に対する損害を与えない意識の醸成
	緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回	火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
		震災時災害時等の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回	災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
	維持管理技術研修	遊具での事故防止	遊具点検研修の実施	外部講師等	年1回	点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
労働安全衛生研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回	作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成	
植物管理	維持管理技術研修	樹木の適正管理、公園の景観整理	樹木剪定研修の実施	特別指導員	年1回	剪定技術の他、公園全体のより良い景観づくりを目指す
	維持管理技術研修	樹木の適正管理、薬剤使用の安全確保	樹木病虫害研修の実施	特別指導員	年1回	薬剤の安全使用を確実に実施していく
公園マナー等	外部セミナー参加	公園マネージメント能力の向上	公園マネージメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す
	ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理運営方針、実施方法を浸透させる
利用促進	ボランティアコーディネート研修	サービス向上、利用者の安全確保	ボランティアの安全確保、応対方法の習得	外部講師等	年1回	ボランティア活動を的確にサポートする技術習得を目指す
公園独自研修	植物管理	グランド管理技術アップ研修	グランドの芝生・クレー管理技術の習得	外部講師等	年1回	快適な運動施設の維持を目指す
	利用促進	ホタルの生態・育成研修	生物生態の知識の習得・向上	鳩川でのカワニナ・ホタルの生育について知識の習得	外部講師等	年1回



防災訓練



挨拶唱和



遊具点検研修



樹木剪定研修

計画書7「諸規程の整備」

私たち財団法人神奈川県公園協会職員は、都市公園法に基づく「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事しています。

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用しています。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用しています。
- 臨時職員の雇用等については、「財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用しています。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用しています。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行っています。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行っています。

内部指導検査要領に基づく検査体制等

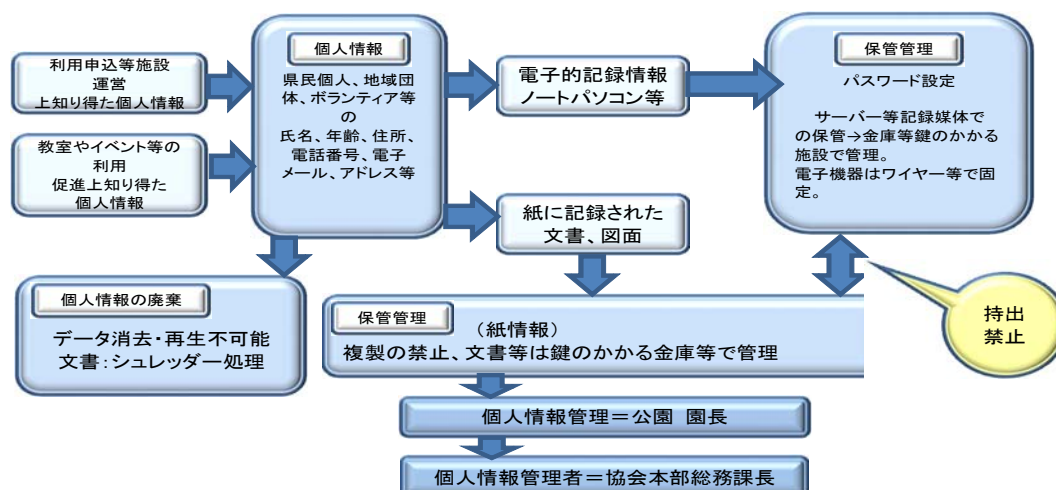
検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項②協会の財務及び会計に関する事項③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務課長 経理課長 都市公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中から理事長が任命する	検査の実施は、 3班9名体制で行う
対象箇所	都市公園課所管の公園及び自然公園課所管のビジターセンター等				

(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底等について

ア 個人情報の取扱い

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け作成した「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行います。

■個人情報のガイドラインと管理体制～ガイドラインの流れ～



イ 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- ①利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- ② 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- ③ 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- ④ 個人情報の漏洩防止措置を行う。
- ⑤知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないことの周知徹底を図ります。

ウ 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

エ 情報公開・守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をします。

オ 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。

計画書8「公園の安全管理」

本公園は、河川区域内に開設された都市公園であるため、常に緊急時の対応を念頭においた安全で快適な管理運営を行うことが大切です。

予想される事態に対して迅速に対応できるよう日常訓練や配備体制、関係機関との速やかな連絡・連携によって緊急時に備えます。

私たちは、常にきめ細かい注意を払うことで事故の発生を未然に予測する、「小さな傷を早期に発見」を心がけた安全管理を徹底します。

(1) 施設の安全管理について

ア 園内施設全般の安全管理方策

(ア) 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視や、遊具を始め各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確実にを行い、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設の状態の経年変化に合わせ点検内容、項目を随時更新します。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル
日常巡視	園内全域	毎日1回	公園管理主任・作業スタッフ	園長	園内巡視マップ・重点点検箇所チェックリスト
施設点検/パトロール		年1回	園長・公園管理主任・本部職員	県土木事務所・協会本部	
重点点検	重点点検箇所	随時	園長・公園管理主任・作業スタッフ	県土木事務所・協会本部	遊具点検チェックリスト・遊具の安全に関する規準(案)
遊具安全点検	遊具	月1回以上	作業スタッフ	協会本部	
遊具定期点検		年1回	専門業者	県土木事務所	
各施設・法定点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者		各施設点検マニュアル

(イ) 各種マニュアルの活用と整備

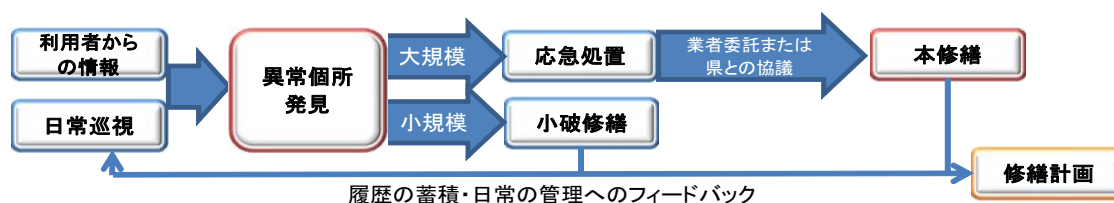
県立都市公園維持管理マニュアルを管理運営全般の総括的マニュアルとして、また、遊具を始めとした各施設、工作物のマニュアル、園内重点点検箇所マップ等を整備、活用し、スタッフの対応基準の明確化や意識統一に努めてきました。今後、さらに不足な部分については新たにマニュアルを整備し、統括した安全管理を意識して系統的な整理を行うとともに、それぞれの内容を適宜更新します。

また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでなく、これまでの経験も生かした臨機応変な対応を実践します。

(ウ) 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復旧を行うとともに、大規模な事案は立入防止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。

修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率的な修繕を行います。



(エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

イ 主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
ふれあい広場 (複合大型遊具)	<ul style="list-style-type: none"> ○管理員により毎日の安全点検を実施します。 ○専門業者による遊具定期点検を実施します。 ○遊具周辺の低木の安全距離を定期的に状況把握をします。 ○遊具で大規模改修を必要とする場合は応急処置として、部分的修繕を随時実施します。 ○遊具の利用指導を実施します。 ○タワーネット、V字ネットの安全利用指導をします。 ○遊具点検に関わるスタッフ研修会を開催します。 ○2箇所の水飲み場の水圧調整は、毎朝、スタッフが開栓時に調整します。
鳩川	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラス等の危険物の定期的な河床清掃をします。 ○増水時の利用者への注意看板設置をします。 ○管理員により毎日の安全点検（サクラ腐朽）を実施します。
夕焼けの丘	<ul style="list-style-type: none"> ○園路の踏み石に段差あり、大規模改修を要するが、当面の転倒防止対策として、利用者への注意・啓発を行います。
スポーツ広場	<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンド内の転石拾いを定期的実施します。 ○冠水または大雨流出によるクレー舗装へのスクリーニングスの搬入と転圧をします。 ○毎週1回（金曜日）の施設整備とあわせた施設安全点検を徹底します。 ○健康遊具の安全管理は複合遊具同様に行います。 <p>【河川の流入時の安全管理対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警報が発令された時は、園内放送及び巡回により速やかに、かつ確実に利用者を安全な場所に誘導します。 ○冠水の恐れがある場合は、スポーツ広場のバックネットを倒し流出防止対策を講じるとともに、外野ネットを一時撤去し施設を保全します。

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

(ア) 作業スタッフの安全確保

- 労働安全衛生規則等の関係法令を遵守します。
- 労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関しての職員研修の実施やOJTによる、安全意識の向上を図ります。
- 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託します。
- 委託業者への安全指導、監督の徹底を行います。



安全衛生教育

(イ) 利用者に対する安全確保

- 遊具を始めとした施設の正しい利用方法を情報提供します。
- 維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などの設置を行います。
- 来園者の多い時は草刈り機等の管理作業を抑制します。

(ウ) ボランティア活動における安全確保

- ボランティアの行動内容を把握し、連絡体制を明確化します。
- ボランティアを対象とした安全確保のための研修を実施します。
- ボランティア保険の加入を推進します。



作業中看板の掲示

(2) 防犯対策の実施体制について**ア 昼間の体制****(ア) 利用者との連絡体制**

園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の連絡先を明示し、不審者や事件などの情報を共有し、万が一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。

(イ) 維持管理上の対策

- 園路沿いや広場の周囲に、死角となる場所や暗い場所を極力つくりたくないよう、樹木の除伐や枝払い等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。
- 広場、建物の周囲等を常に清潔にし、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」をつくりたくないよう配慮します。

(ウ) 地域との連携体制

地域の防犯に関わる会議に出席し、地域の防犯パトロールを園内でも行ってもらうなど、警察署や消防署、学校、地域の自治会との連絡を密にして「地域の目」が行き届くような体制づくりを行います。

(エ) 年末年始の防犯体制

年末年始(12月29日～1月3日)については、委託する警備業者の巡回員が毎日8:30から17:30の間に園内を巡回し防犯に努めます。

イ 夜間の体制

- 園内巡回警備を警備業者に委託し、巡回ルートに基づき夜間5回の巡回を実施します。非常時には状況により園長へ緊急連絡を行うとともに、警察や消防への緊急出動を要請します。また、警備員の巡回時にはパークセンターが不在となることから機械警備装置を設置し、防犯対策をとります。
- 巡回警備、機械警備の委託業者への指導、業務チェック体制を徹底するとともに、連絡体制の徹底を図ります。

計画書9「利用者への対応」

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1) 接客対応及びその研修等について**ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から**

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えていますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えします。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えできると考えます。

ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

公園管理事務所は、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

本公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えています。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’ に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

- ①朝礼での挨拶唱和
 - ②内部研修等による公園及びその周辺情報の取得
 - ③特別指導員による接客（CS）研修と接客対応評価指導
- に取組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め改善するなど、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接客向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

※パークコンシェルジュ

コンシェルジュ【concierje】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

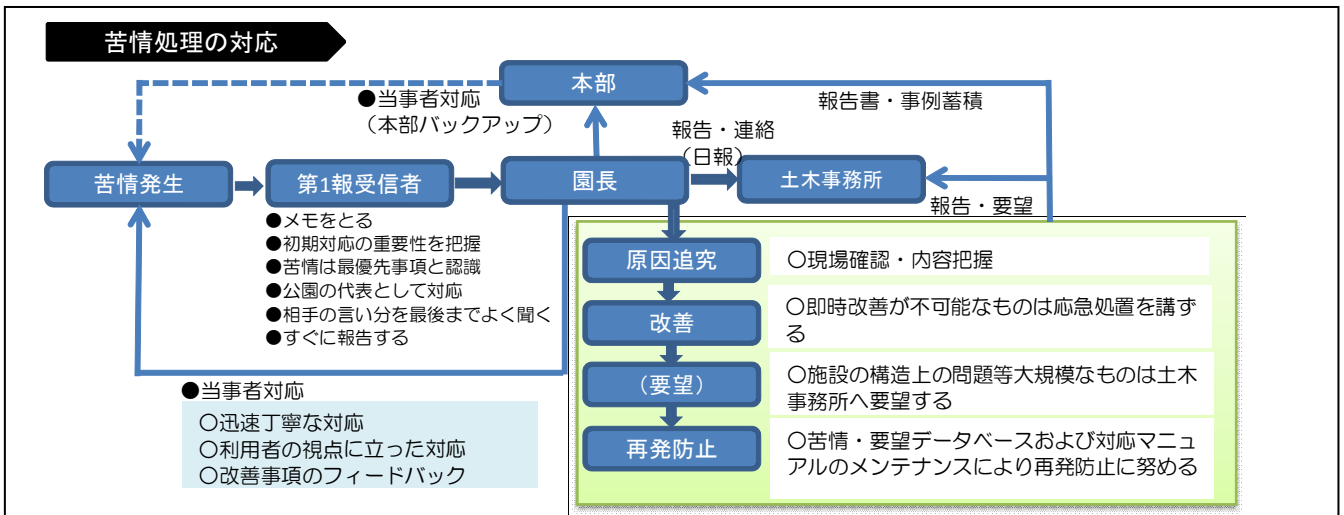
私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道理的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。

(2) 苦情処理の対応及びその研修等について**ア 苦情は貴重な情報源**

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部の人に過ぎません。多くの方は黙って次回から本公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧で適切な対応を実施します。

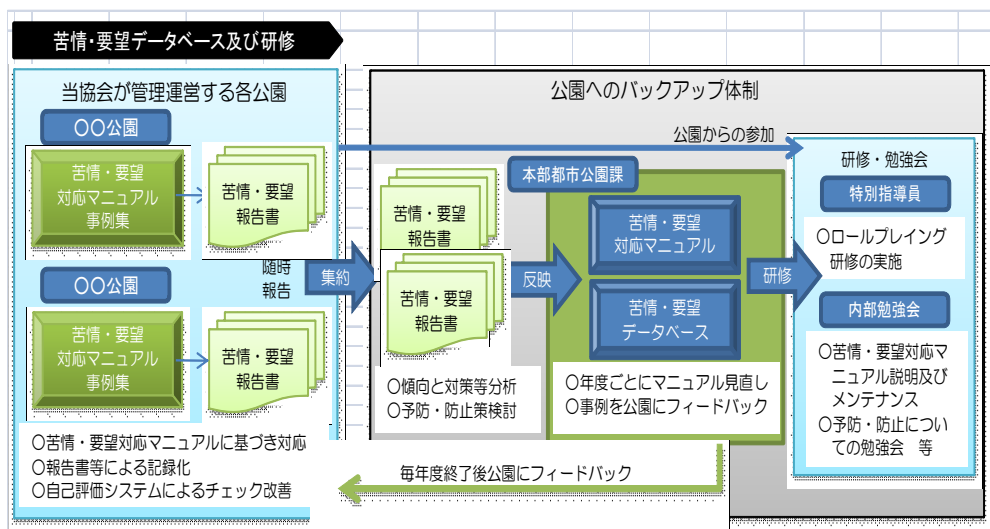
イ 柔らかい心で根気強く

公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対しても、柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことのない解決に努めます。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、県土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。



蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

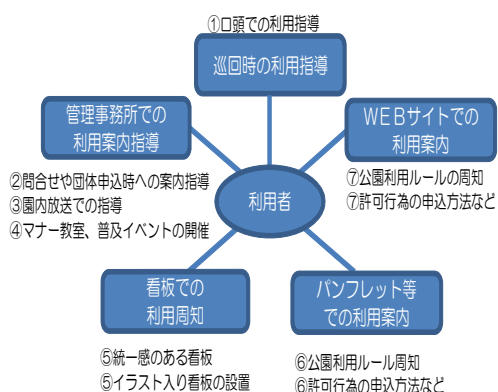
(3) 利用者への公園利用指導及びその研修等について

エ 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。

当協会が実施する利用指導の手段



火気の使用、施設の破損・汚損	①②⑤⑥⑦	危険なスポーツ (カートボード等)	①②⑤⑥⑦
オートバイ乗入等	①②③⑤⑥⑦	犬の散歩 (糞・リード)	①②③④⑤⑥⑦
動植物の採取、立入禁止区域	①②⑤⑥⑦	ゴミの持ち帰り	①②④⑤⑥⑦
無許可の占使用	①②⑤⑥⑦	遊具等施設の利用の仕方	①②④⑤⑥⑦

マナー違反者には遵守事項を十分説明し、自主的な解決を促す。

※数字は左図参照

○花見時の利用マナー、利用者間トラブルへの注意
○運動施設が有料施設であることへの周知、指導
○河川区域利用についての指導徹底
○混雑期の公共交通機関利用のお願い、臨時駐車場開設時の交通誘導

オ 親切で丁寧な有料施設等の受付案内

公園の施設を利用するときには申し込みが必要です。園内にどのような施設があり、どのような方法で申し込むかなどパンフレットやWEBサイトでお知らせし、多くの皆様に情報を提供します。また、窓口では常に親切で丁寧な受付案内を実施します。

カ 公平で公正な利用を保つために

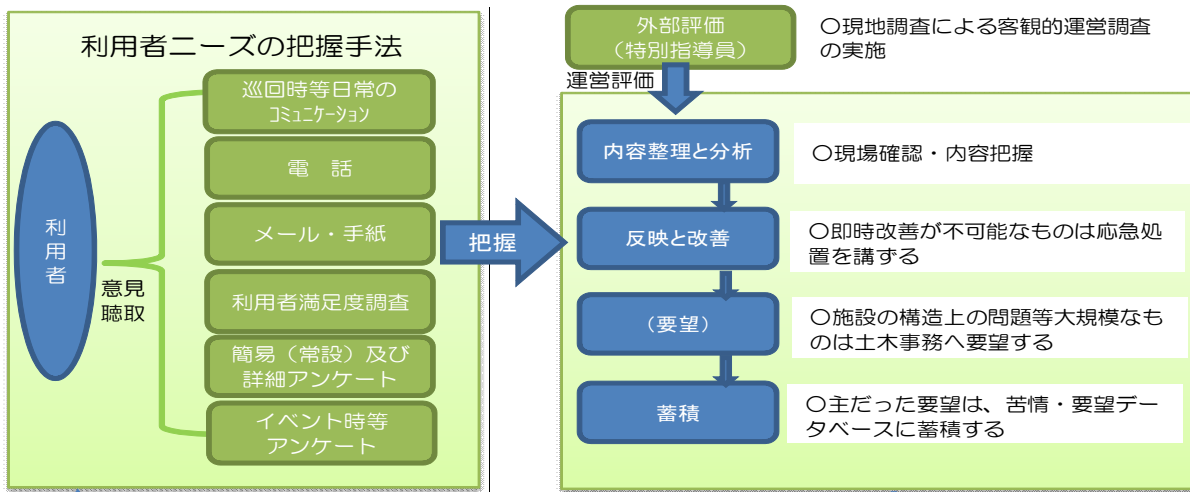
公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

(4) 利用者のニーズの捉え方及び反映について

■ 利用者の満足度を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者（顧客）満足度を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。

ニーズの捉え方・反映の仕方



反映・改善、改善できない理由などを報告

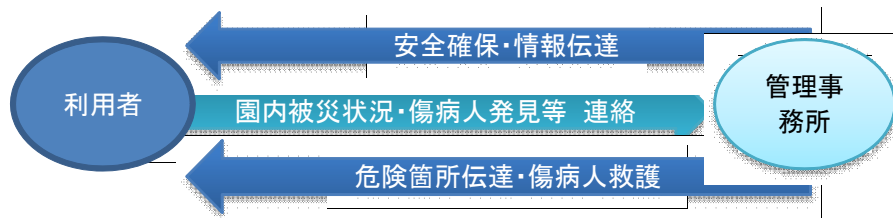
■ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

ア 災害時が発生したら

管理事務所の開所時間内に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、園内の危険箇所の調査、避難誘導を行います。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

イ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内図に制限箇所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます。

ウ 災害への備えとしての広報

本公園は一時避難場所となっています。

私たちは県土木事務所や海老名市・地域自治会などの自主防災組織と、災害直後・復旧時の注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知することに努めます。

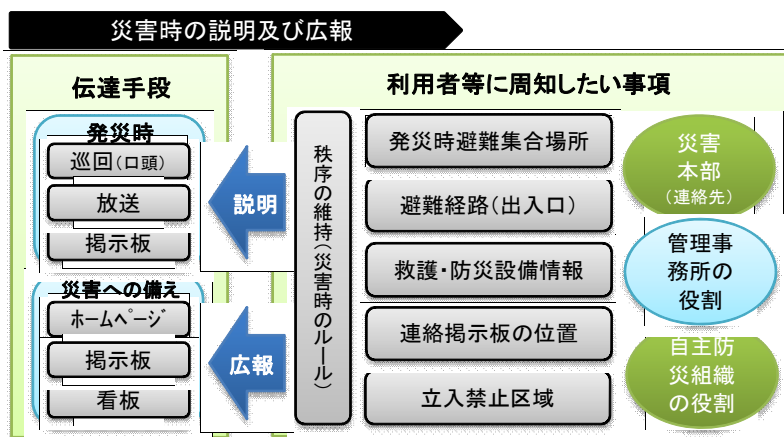
エ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動揺が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。

発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落ち着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

オ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、全て苦情要望にきめ細やかに応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかわることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。



計画書 10 「利用促進方策」

公園をより多くの人に知ってもらい、利用いただくためには、「公園の魅力や資源の発掘、利活用プログラムへの展開、情報発信(案内)、地域や県民との協働による実施(運営)、次回へのフィードバック」という、利用促進に関する取組みをトータルにプロモートすることが重要になると考えます。

利用促進の方策の提案にあたり、上記の考えを踏まえ、また、これまで30年以上にわたり県立公園等の利用促進に取り組んだ経験とノウハウ、及び、本公園におけるこれまでの利用促進の取組みの成果を踏まえ、利用者のニーズに応え、地域の活性化やコミュニティの形成に繋がる利用促進の方策を提案します。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

ア 次世代に贈る「新たなふるさと」

相模川のポテンシャルを生かした水とみどり、人、地域文化に触れ合える都市のオアシスとして整備された本公園で、これまでも地域(地元自治会)と協働で、公園の特徴を生かしたイベントを開催してきました。地域が求める公園は「大人には懐かしく、次世代を担う子供たちには新しい」という空間です。私たちはこの空間を「新たなふるさと」と位置づけ利用促進の目標としています。

(ア) イベント一覧

利用促進のテーマ	健康増進や生涯スポーツの場づくり	季節の風物を感じるこ	の河川環境の保全と学び	月(季節)	イベント	連携協働団体	開催実績	H23年度の取組み
新たなふるさと		○		4月	夜桜ライトアップ	海老名市上郷地区自治会	継続	19年度から試行してきたが、好評のため定例イベントとし、集客を図る。
		○		4月	春の公園せせらぎ祭り	海老名市上郷地区自治会	継続	春の定例イベントとして地域への定着を図る。
			○	4月	水辺の野鳥観察会	海老名市上郷地区自治会	新規	相模川の野鳥を観察し河川環境の保全を図り自然に親しむ機会を作る
		○	○	6月	三川公園ホタルのタベ	海老名市上郷地区自治会	継続	河川環境の保全を目的とし、鳩川から自然発生したホタルの観賞会開催を目指す
			○	6月	水辺の野鳥観察会	海老名市上郷地区自治会	新規	相模川の野鳥を観察し河川環境の保全を図り自然に親しむ機会を作る
	○			7月	スポーツ広場イベント	海老名市上郷地区自治会 スポーツ施設運営協議会	継続	スポーツ教室開催する。
		○		7月	子供みこし	海老名市上郷地区自治会	継続	自治会で開催してきたが、21年度より公園が共催して実施し、地域の文化
		○		8月	盆踊り大会	海老名市上郷地区自治会	継続	地域とのふれあいの場づくりとして実施する。
			○	8月	水辺の自然観察会	海老名市上郷地区自治会	継続	安全な川遊びを指導しつつ、本公園の環境特性を学ぶ。
	—	—	—	9月	防火・防災訓練	海老名市上郷地区自治会	継続	地域と連携した防災訓練を定例開催。緊急時や災害時に備える。
		○		10月	秋の公園せせらぎ祭り	海老名市上郷地区自治会	継続	秋の定例イベントとして地域への定着を図る。
	○			11月	健康まつり	海老名市上郷地区自治会 スポーツ施設運営協議会	継続	誰でも気軽に参加することができるニュースポーツ等のイベントを21年
			○	11月	水辺の野鳥観察会	海老名市上郷地区自治会	新規	相模川の野鳥を観察し河川環境の保全を図り自然に親しむ機会を作る
	○		1月	公園で風揚げしよう	海老名市上郷地区自治会	継続	親子での触れ合いの場を提供。	
		○	2月	水辺の野鳥観察会	海老名市上郷地区自治会	新規	相模川の野鳥を観察し河川環境の保全を図り自然に親しむ機会を作る	

a 健康増進や生涯スポーツの場づくり

眺望が開けた開放的な空間で、実業団選手を招いた運動教室「スポーツ広場イベント」やニュースポーツ等を取り入れた「健康づくり大会」などの開催に向け調整を図ります。

23年度の取り組み

- ・スポーツ広場イベント
- ・健康遊具利用の広報・PR



パークゴルフ

b 季節の風物を感じることができる催し

本公園の素材や特徴を生かし、「公園せせらぎ祭り」や「子供みこし」など誰もが楽しく地域文化にふれる機会を提供します。

23年度の取り組み

- ・公園まつり、子供みこしの開催



子供みこしイメージ



せせらぎ祭り

c 河川環境の保全と学びの場づくり

パークセンターを「川の学校」として位置づけ、相模川や鳩川の四季折々の表情や動植物などの写真展を開催します。また、昭和初期まで鳩川に生息していたホタルの再生を目標に、河川（鳩川）の環境を考える「自然観察会」や「ホタルのタベ」など環境教育プログラムなどを実施します。

23年度の取り組み

- ・自然観察会・ホタルのタベ
- ・水辺の野鳥観察会
- ・川のゴミ拾い等の実施



自然観察会

(イ) 花を活用した魅力ある公園づくり

「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」で課題として記載したとおり、本公園には桜以外にこれといった花木類やスケール感のある花修景などが余りありません。

そこで、夕焼けの丘を利用したシバザクラの大規模な群植による「サクラ富士」を創出するとともに、大型植栽コンテナによる四季折々の花による修景、ガーデニングの魅力を感じさせるイングリッシュ風庭園の整備を土木事務所と協調して進めます。

23年度の取り組み

- ・サクラ富士や植栽コンテナ、花壇等の魅力ある花の演出
- ・イングリッシュ風庭園整備への協力



花の名所（イメージ）

イ 閑散期の利用促進方策

(ア) 運動広場の利用促進

- 早朝や夕刻の運動施設の利用ニーズに応え、この時間帯での施設開放を試行的に行います。
- 早朝・夕方の運動施設運営については、本公園の運動広場を利用するスポーツ愛好団体で構成する協議会との連携により実施します。

23年度の取り組み

- ・協議会との連携

(イ) パークセンターを利用した利用促進

- 夏期の閑散期：パークセンター（川の学校）を会場とした夏休みの自由研究講座を開催します。
- 冬期の閑散期：パークセンターで凧づくりを行い、広々とした園内で思いっきり凧揚げを楽しむ「公園で凧揚げしよう」を開催します。

23年度の取り組み

- ・自然観察教室の開催
- ・公園で凧揚げしようの開催

(2) 利用促進のための広報

これまで、ホームページの開設をはじめ、市の広報や各種メディアを活用して、利用促進の広報に積極的に取り組み、広報関係者とのパイプを築いてきました。今後もこれらのパイプと広報媒体の特徴を目的に応じて使い分け、利用促進のための広報に取組みます。

ア 本公園における利用促進の広報媒体

ルート	媒体	特徴
協会独自	ホームページ	相模三川公園サイトおよび公園協会「花と緑の情報サイト」で公園情報（場所、特徴、利用案内）や季節の見頃・見所情報をタイムリーに広範囲に発信する。また、桜情報など当協会が管理する公園で季節情報を配信するページを設け、参加公園同士が相互リンクを貼り新たな利用層の獲得を図る。
	園内掲示板	公園利用者に直接的に利用促進や公園の特徴や管理運営に関する情報を伝える
	パンフレット	公園情報の特徴や利用案内、季節の見頃・見所情報をコンパクトにまとめ公園で配布するとともに、各公園・県生涯学習総合センター等で配布
公共	市広報	地域性を活かし、公園周辺の住民にイベントや見頃情報を発信する
	観光協会等	地域の観光振興にも繋がるものとして、観光ルートでの情報や関連企画の情報を発信する。また、神奈川県観光協会のウェブサイト「かながわNOW」に情報提供し新たな利用層の獲得を図る。
連携	外部ホームページ	環境イベントデータベース「環境らしんばん」や神奈川県生涯学習データベースシステム「PLANETかながわ」を活用し、公園のタイムリーで楽しい情報をWEBを通じて広範囲に配信する。
	交通機関 (鉄道、バス)	JR相模線の駅などにイベントポスターや公園のポスターを掲示し、乗客に公園の情報を提供する。交通機関が発行する情報誌などに情報を提供し、公園の紹介や沿線ハイキングルートなどに組み入れてもらい、広域的な利用促進を図る。
メディア	新聞	即時的な効果大きいツールとして、イベントや見頃・見所情報をしタイムリーかつ、広範囲に発信する。
	ミニコミ誌	タウンニュースや地域フリーペーパーにイベントや見頃・見所情報などの情報を提供し、地域の方々に情報の発信する。

イ 新たな広報の取り組み

○小田急電鉄との連携による広報

小田急線沿線からの誘客（利用促進）を図るため、ウォークラリーや利用ガイドへの掲載、イベント開催のお知らせを最寄り駅へ掲示します。

23年度の取り組み

・JR、私鉄海老名駅での広報・協議

ウ 公園協会広報の活用

公園協会の広報媒体を活用し、各公園の情報をまとめてお知らせし、相乗効果での誘客を狙います。

○神奈川県公園協会「花と緑の情報サイト」

平成19年度は387,000件のアクセスがありました。今後も「さくら情報」「紅葉情報」「水遊び場情報」などの企画を実施します。

○季刊情報紙「かながわパークナビ」

公園の魅力や情報をお知らせするため、春と秋の行楽シーズンに合わせて年間4万部発行を予定し、各公園及び観光協会など県内63施設に配布します。

○かながわ県立公園フォトコンテスト及びフォトコンテスト写真展の開催

公益法人として各公園の紹介及び公園利用者への誘致等広報宣伝ならびに利用者の利便に供することを目的として平成20年度から開催しています。



計画書 11 「地域や関係機関との連携」

本公園の管理運営の理念である「健康・憩い・自然と人とのふれあい拠点づくり」の実現にむけ、また、より多くの方に公園の魅力を楽しんで頂き、地域に愛され、地域振興に貢献する公園とするために、県民や地域、関係機関と連携しながら管理運営に取り組むものとします。

- 私たちは、本公園が地域や利用者の「新たなふるさと」となることを目指し、開園当初から地域との連携、協働によるイベント開催などに取り組んできました。
- 平成16年の開園から7年経過した現在、地域住民やスポーツ愛好家との連携や信頼関係も確立しつつあり、県民が公園を舞台として、様々な活動や取り組む基盤が出来つつあると考えます。
- 次期指定管理期間においては、これまでの取り組みをもとに「地域と共に育む公園」「地域に貢献できる公園」の実現に向けた連携を図るとともに、利用促進や災害時の対応に向けた関係機関との連携を強化します。

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取り組みについて

私たちは、「協働」とは、本公園の管理運営の理念を達成するために、県民やボランティア団体と私たち指定管理者とが、互いに目的を共有し、対等な立場で相互理解のもと、お互いの持つノウハウや得意分野の技術を活かし、管理運営に取り組むものとします。

■本公園における協働した取り組み			
テーマ	協働先	協働の内容	実績
運動施設の利用促進に関する協働	スポーツ広場運営協議会	広場運営・利用調整・広場清掃	継続
イベントの開催における協働	海老名市上郷地区自治会	防火・防災訓練の実施	継続
		イベント運営	継続

- 利用者と協働して園内の花による魅力度アップに取り組むため、利用者がガーデニングの基礎を学びながら、園内の花壇等の管理に参加できるような仕組みづくりを検討します。
- 今後も地域との‘絆’を大切にし、地域に溶け込む管理運営に取り組めます。

23年度の取り組み

- ・ 地域学校・自治会との協議
- ・ ガーデニングクラブ設立に向けた検討・調整



防火・防災訓練

(2) 地域への貢献について

公園の管理運営を通じた周辺観光施設との連携、生きがいやコミュニティ形成の場や機会を提供することで、公園と地域、公園と人、また人と人との繋がりをつくりだし、地域の活性化やコミュニティの形成に貢献するものとします。

ア 地域活動の場を提供します

地域に溶け込んだ公園づくりの一環として、公園のイベント（せせらぎ祭り等）では地元自治会のお囃子や郷土芸能、地元中学校や高校の和太鼓等楽器の演奏や、茶道・華道の発表の場を提供しています。今後も積極的に地域活動の場を提供します。

イ 市民の活動を支援します

花壇づくりなど公園で活動する個人または団体に対し、相談や道具貸与など市民が活動しやすい環境を整え支援します。

ウ 地域の防災活動を支援します

災害時の被害を最小限に留めるための取組みとして、地元自治会や消防、警察との連携により「地域防火防災訓練」に取組み、防火、防災面での意識や知識、技術の向上に取組み、地域防災に貢献してきました。

今後も継続して、訓練に取組みむとともにスキルアップを図れるようなプログラム開発や支援に取組みます。

エ 地域と一緒にふるさとの川について考えます

昭和初期まで、鳩川ではホテルが生息していました。私たちは、鳩川でのホテル生息の可能性について専門機関に調査依頼をし、その再生に向け地域とともに「ふるさとの川」について考えます。

オ 学習の機会と場を提供します

ホームページ上で開設している「公園の生き物図鑑」では、園内や鳩川で見られる動植物を誰にでもわかりやすく解説し、地域や年齢の枠を超えた学習の機会や情報発信により好評を頂いています。今後は、自然観察会や夏休みの自然教室などの開催を通して、近隣小中学校や幼稚園の環境学習や自然とのふれあいや尊さを学ぶ場として公園を利用できるよう、プログラム開発や専門家への講師の依頼などを積極的に行います。

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携**ア 多くの方に「公園を知ってもらい・利用してもらい」ために**

私たちは公益法人として、これまで県立公園をはじめとする公の施設の管理運営に取組み、各施設同士相乗効果を持たせるため、全県立公園を対象とする広報やスタンプラリー、カレンダーの作成などの事業を実施してきました。県民の素敵な財産である公園をもっと知ってもらい・利用してもらいのために、私たちはこれまでの経験と実績を活かし、

○対象管内の公園等とは積極的に連携を図り、相互に広報協力やスタンプラリーなどの企画に取組みます。

○自治会館やコミュニティーセンター、市の施設等と一体となり、お互いの活動の幅を広げ新しい利用層の獲得など相乗的な効果を期待した活動に取組みます。

また「首都圏公園緑地9団体連絡協議会」での公園の管理運営に関する情報交換や企画などの連携により、より広域的な利用層の誘致に取組みます。

イ 本公園を花の名所として位置付けるために

丹沢山塊と夕焼けの丘のダイナミックな景観を利用した他には見られない花の名所「サクラ富士」を創出するのが私たちの目標ですが、同時に、近隣の花の名所等と「花の名所のネットワーク」として連携に努めます。

ウ 公園利用者や地域の安全を守るために

- 河川区域内に整備された本公園の台風や大雨時の増水時の対策として、情報提供や連絡体制を確実なものとするため、ダム管理者や河川管理者、県土木事務所との日頃からの情報収集や連絡体制などの仕組みや連携を確実なものとし、公園利用者の安全確保や二次災害の防止に努めます。
- 履水時の復旧作業などを直ちに行うために、関連業者との災害協定を締結し、対応を図るものとします。

23年度の取り組み

- ・関連業者との連携・協議

エ 次世代へ贈る環境を保全・再生するために

- 身近な河川空間である鳩川的环境保全や県民の意識向上に向けて、河川や動植物の専門家との連携したモニタリングや管理を行います。

23年度の取り組み

- ・専門家との連携